

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長 浅井 由崇

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊橋南東部 別紙参照
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月10日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・施設園芸（トマト、イチゴ）、露地栽培（キャベツ）が中心
- ・畜産（豚、鶏卵、酪農）、果樹（ナシ、ミカン）もあり
- ・東細谷地区で県営ほ場整備事業を実施中（～R9予定）
- ・オペレーター間での集約が行われている
- ・農地の集積、集約が進んでいない

【課題】

- ・狭小な農地が多い
- ・後継者不足
- ・兼業農家は新規参入が少ない
- ・耕作者・所有者の高齢化
- ・収入が少ない
- ・田と畑のドリフト（農薬飛散）問題
- ・非農家への相続地の管理
- ・営農型太陽光の悪影響（雑草、害虫、日照、フェンスで農道が塞がれる等）
- ・耕作放棄地（条件の悪い農地、借手がやめてしまった後の新規借手が見つからない等）
- ・用排水の整備（作付転換支援の5年に一度水張の要件が満たせなくなる）
- ・農道の整備
- ・農用地の適正利用
- ・中間管理事業以外の貸借の中間管理事業への切替が進まない

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・施設園芸（トマト、イチゴ）、露地栽培（キャベツ）、畜産（豚、鶏卵、酪農）、果樹（ナシ、ミカン）等を引き続き営農する
- ・経営が成り立つ儲かる農業

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,562 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,562 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者、中心経営体などの大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・上記の集積・集約を農地中間管理機構を活用して実施 ・中間管理事業以外から中間管理事業での貸借の切替の際、貸し手に補助金などメリット創出
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化（畔の撤去なども含む）・汎用化等のための基盤整備を必要に応じて実施
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体（法人含む）の受入れを検討 ・市やJA等と連携し相談から定着まで切れ目ないサポートに取組む
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の整備
